

報道関係者 各位

平成23年2月24日

【照会先】

総務課 広報調査室
室長 石原 典明
労働専門職 野田 洋一
(直通電話) 03-5403-2144

平成 22 年「賃金事情等総合調査」の結果（速報）

「賃金事情調査」および「労働時間、休日・休暇調査」

—賃金改定率は 1.82%増、ベースダウン実施企業は無し—

中央労働委員会事務局では、このほど、平成 22 年「賃金事情等総合調査」の結果(速報) を取りまとめましたので公表します。

「賃金事情等総合調査」は、中央労働委員会が行う労働争議のあっせん・調停等の参考とすることを目的に、昭和 27 年から毎年行っている調査です。調査対象は、原則として、資本金 5 億円以上、労働者 1,000 人以上の企業の中から中央労働委員会が独自に選定した 380 社で、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者などを除く常用労働者の賃金などの諸事情について、毎年回答を依頼しています。

調査は、「賃金事情調査」と、隔年で交互に実施している「労働時間、休日・休暇調査」、「退職金、年金及び定年制事情調査」からなっており、平成 22 年は「労働時間、休日・休暇調査」を行いました。

今回の結果(速報)は、平成 22 年 6 月の状況について、「賃金事情調査」は 241 社(回答率 63.4%)、「労働時間、休日・休暇調査」は 236 社(同 62.1%)から得た回答に基づいて集計しています。

【調査結果のポイント】

- 1 年間の所定内賃金の改定額は、労働者一人平均で 5,951 円の増(前年を 874 円上回る)、率では 1.82%増(前年を 0.28 ポイント上回る)。(表 2)
- 2 この間、ベースアップを内容とする賃金表の改定を行った企業は、賃金表のある企業 178 社のうち 11 社(6.2%)、ベースダウンを内容とする賃金表の改定を行った企業は無し。(表 3)
- 3 定期昇給の実施状況をみると、賃金表のない企業も含め、規定どおり実施した企業は 180 社(集計企業の 82.2%)。延伸、凍結は、それぞれ 1 社と 2 社。
また、賃金カットを実施した企業は 14 社(集計企業の 6.5%)。(表 3)
- 4 平成 21 年年末一時金の一人平均額は 79 万 3,600 円で、前年に比べ、額で 7 万 7,200 円、率で 8.9%の減少。同じく平成 22 年夏季一時金の平均額は 82 万 2,700 円で、前年から額で 8,900 円、率で 1.1%増加した。(表 5)
- 5 モデル所定内賃金は、事務・技術労働者では、大学卒、高校卒ともピークが 55 歳で、それぞれ 64 万 900 円、48 万 1,600 円、生産労働者(高校卒)ではピークが 60 歳で 42 万 7,100 円。(表 6)
- 6 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取り組み状況をみると、労働組合から要求・申入れのあった項目、実施した項目ともに、
「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」(要求 129 社、実施 176 社)
が最も多く、次いで、
「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」(要求 102 社、実施 153 社)
「割増賃金率の引上げ」(要求 95 社、実施 111 社)
の順で多かった。(表 12)